病院用のもの	一七
公衆浴場用のもの	一五
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	一二
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一四
その他のもの	一七
木造又は合成樹脂造のもの	
事務所用のもの及び左記以外のもの	二四
寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二二
変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと畜場用のもの	一七
病院用のもの	一七
公衆浴場用のもの	一二
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	九
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一一
その他のもの	一五
木骨モルタル造のもの	
事務所用のもの及び左記以外のもの	二二
寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	二〇
変電所用、発電所用、送受信所用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、魚市場用又はと畜場用のもの	一五
病院用のもの	一五
公衆浴場用のもの	一一
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの	七
塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	一〇
その他のもの	一四
簡易建物	
木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの	一〇
掘立造のもの及び仮設のもの	七

建物附属設備	
電気設備（照明設備を含む。）	
蓄電池電源設備	
その他のもの	一五　六
給排水又は衛生設備及びガス設備	一五
冷房、暖房、通風又はボイラー設備	
冷暖房設備（冷凍機の出力が二十二キロワット以下のもの）	一五　一三
その他のもの	
昇降機設備	
エレベーター	一五　一七
エスカレーター	
消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	八
エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備	一二
アーケード又は日よけ設備	
主として金属製のもの	八　一五
その他のもの	
可動間仕切り	
簡易なもの	一五　三
その他のもの	
前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
主として金属製のもの	一〇　一八
その他のもの	
船舶	
鋼船	
とう載漁船	一二　一〇　八
ひき船	
その他のもの	
木船	
とう載漁船	八　六　四
動力漁船及びひき船	
その他のもの	
その他のもの	
モーターボート及びとう載漁船	五　四
その他のもの	